

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	少額短期保険業者に係る収入割の特例措置の延長
2	要望の内容	少額短期保険業者に係る課税標準額の取扱いについて、引き続き現行の特例措置を5年間延長すること。
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成18年度に創設された。
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 少額短期保険業者の経営の安定を図ること</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》 保険業法(平成七年六月七日法律第五号) (目的) 第1条 この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>
		<p>I-1 金融機関が健全に経営されていること</p>
		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 少額短期保険業者は、その業務の性格上、保険会社と比較して経費率が高止まりする収益構造を有すること等から、当該業者の担税力に配慮した課税とし、経営の安定を図ること。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・法人事業税の特例措置の適用業者数 ・ソルベンシー・マージン比率 ・当期純損益</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 少額短期保険業者は、その業務の性格上、保険会社と比較して経費率が高止まりする収益構造を有すること等から、当該業者の担税力に配慮した特例措置を講ずることにより、当該業者の健全な経営に寄与しているところ。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度:5 社 ・平成 19 年度:19 社 ・平成 20 年度:62 社 ・平成 21 年度:64 社 ・平成 22 年度(見込み):65 社 <p>※上記は、登録年月日ではなく、少額短期保険業の業務開始日をもとに集計。</p>
		② 減収額	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度:4 百万円 ・平成 19 年度:4 百万円 ・平成 20 年度:43 百万円 ・平成 21 年度:34 百万円 ・平成 22 年度(推計):34 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年度～平成 21 年度)</p> <p>特別な法律上の根拠なく任意団体等で共済事業を行ってきた事業者が円滑に少額短期保険業者に移行した。また、特殊な事情のある1社を除き廃業した業者がなく、ソルベンシー・マージン比率は全社において健全性の基準を上回るなど、少額短期保険業者の経営の安定が確保されてきている。</p> <p>ただし、少額短期保険業は、制度開始後間もないこと等から、当期純損益の赤字を計上している業者の割合は依然として高い状況にある。</p> <p>①法人事業税の特例措置の適用業者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度:5 社 ・平成 19 年度:19 社 ・平成 20 年度:62 社 ・平成 21 年度:64 社 <p>※上記は、登録年月日ではなく、少額短期保険業の業務開始日をもとに集計。</p> <p>※廃業した1社は除く。</p> <p>②当期純損益の赤字を計上している業者の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度:85.7% ・平成 20 年度:73.8% ・平成 21 年度:66.2% <p>(注)上記①②は、いずれも少額短期保険業者の報告データより作成。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年度～平成 21 年度)</p> <p>上記のとおり、少額短期保険業者の経営の安定が確保されてきているところであり、本特例措置が一定の寄与をしているものと考えられる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 18 年度～平成 21 年度)</p> <p>少額短期保険業者は、その業務の性格上、保険会社と比較して経費率が高止まりする収益構造を有することや、当期純損益の赤字を計上している業者の割合が依然として高い状況にあること等から、本特例措置が延長されなかった場合には、少額短期保険業者の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれがある。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年度～平成21年度)</p> <p>上記のとおり、本特例措置は、少額短期保険業者の経営の安定に寄与してきており、保険契約者の保護を図るものとなっていることから、本特例措置による税込減は是認されるべきものであると考える。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>少額短期保険業者は、その業務の性格上、保険会社と比較して経費率が高止まりする収益構造を有することや、当期純損益の赤字を計上している業者の割合が依然として高い状況にあること等を踏まえ、本特例措置を講じ、少額短期保険業者の担税力に配慮した課税とすることにより、経営の安定を図ることとなることから、本特例措置は妥当なものである。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税収の安定に資するため収入金課税方式が採用されていること等を踏まえると、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—